

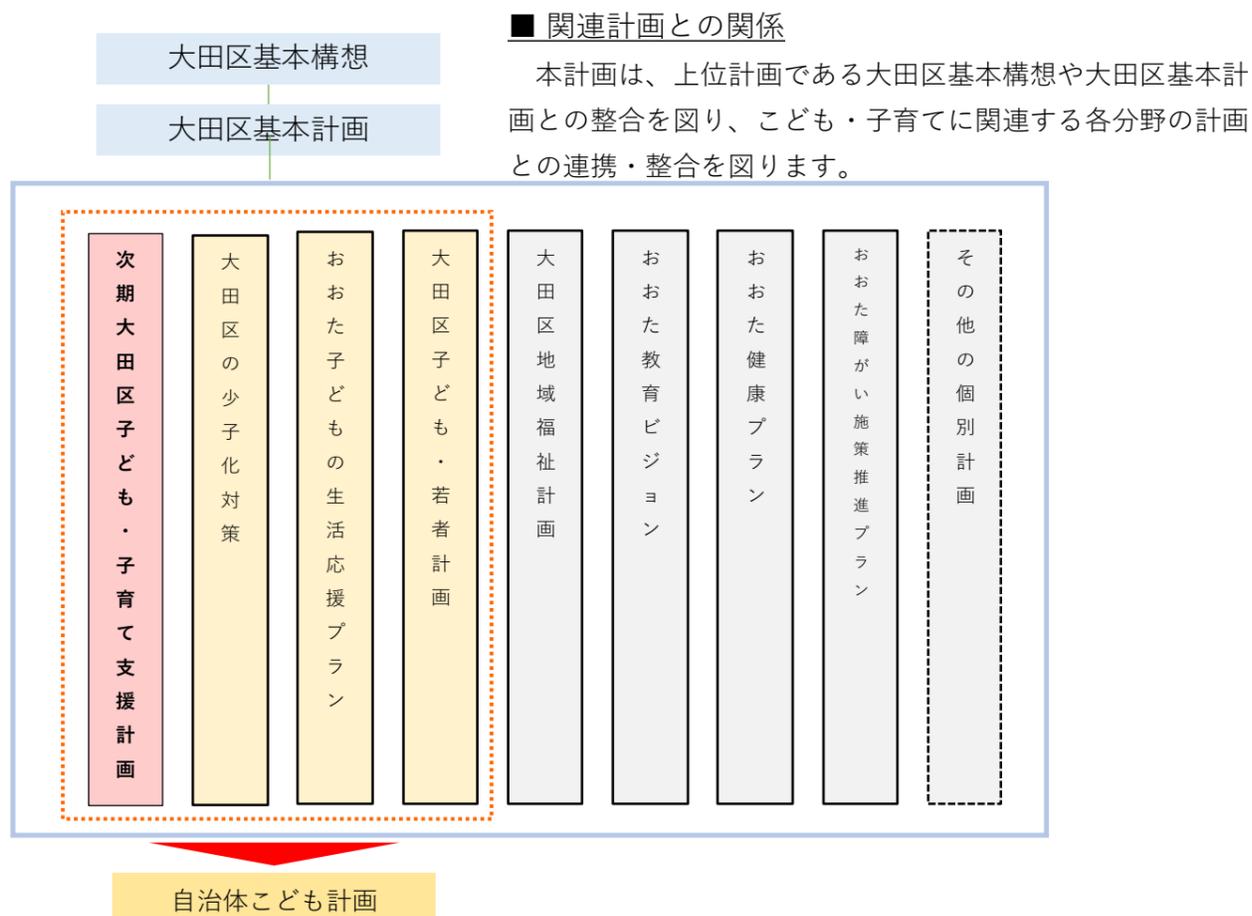
次期大田区子ども・子育て支援計画の体系（案）について

1 計画の概要

(1) 計画の趣旨

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。この規定に基づき、令和2年3月に策定した現行計画の計画期間が令和6年度で終了することから、令和7年度から11年度をまで計画期間とする第3期計画を策定します。

(2) 計画の法的な位置づけ（検討中）



■ 子ども基本法に基づく自治体子ども計画との関連

自治体子ども計画の範囲は、少子化、子どもの貧困、若者対策と子ども・子育て支援、次世代育成支援など多岐に渡ります。そのため子ども家庭庁から発出された「自治体子ども計画策定のためのガイドライン」において個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を自治体子ども計画と位置付けることも可能であることが記載されています。（東京都方式）

国のガイドラインや都の動向などを勘案しながら、区の対応方法を検討していきます。

(3) 区民意向調査結果から把握される区の現状

①こども

悩みや心配事を家族や学校の先生以外に相談したことがないこどもが多い現状があります。

⇒悩みや心配事を「相談機関の人」に相談すると回答したこどもは約2%

⇒相談機関が相談しやすくなるために「相談場所が身近に欲しい」と回答した児童が約半数

②保護者

日常的に頼れる人がいないと回答した保護者が多くいます。

⇒日常的にこどもをみてもらえる親族や友人・知人が「誰もいない」との回答が約25%

2 次期計画の策定のポイント

(1) 次期計画の策定に際し、重視する事項

「こどもまんなか社会」の実現に向けたわが国のこども政策の転換と軌を一にしながら、区内に顕在化するこども・子育て家庭を取り巻く課題を解決するため、次期計画の策定に際し、特に重視する事項を以下のとおり整理しました。

①こどもの最善の利益の確保

こどもの最善の利益を第一に考え、こどもの権利を守り、こどもの意見を尊重した施策を通じて、こどもの健やかな育ちを支援していく。

②誰一人取り残さない支援と切れ目のない支援

すべてのこども・子育て家庭の誰一人も取り残さず、必要とする支援を切れ目なく実施していく。

③孤立させない支援と地域・社会全体での支援

人とのつながりを大切に、地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくりを進めていく。

(2) 次期計画における基本理念（案）

すべてのこどもが尊重され、保護者の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で応援するまちにします。

⇒近年のこども施策の転換にも対応した普遍的な理念であるため、前回計画時の基本理念を継承します。

(3) 次期計画における体系（案）

こども自身を権利主体と捉え、「こどもへの支援」、「子育て家庭への支援」、「地域・社会づくり」3つの視点から計画策定を行います。

⇒詳細は資料6-2のとおり